

## 第7編 伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例

### 伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例

平成11年12月28日

条例第3号

改正	平成15年4月1日	条例第1号	平成16年9月1日	条例第2号
	平成18年3月28日	条例第6号	平成20年8月3日	条例第2号
	平成23年4月1日	条例第1号	平成24年4月1日	条例第1号
	平成25年4月1日	条例第1号	平成25年7月1日	条例第2号
	平成26年4月1日	条例第3号	平成26年7月1日	条例第5号
	平成27年12月28日	条例第4号	平成28年12月22日	条例第8号
	平成29年3月31日	条例第2号	平成30年6月27日	条例第2号

#### (病院事業の設置)

第1条 組合組織市町村住民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那中央病院

位置 伊那市小四郎久保1313番地1

#### (経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 脳神経内科
- (3) 呼吸器内科
- (4) 消化器内科
- (5) 循環器内科
- (6) 腫瘍内科
- (7) 腎臓内科
- (8) 小児科
- (9) 外科
- (10) 整形外科
- (11) 形成外科
- (12) 美容外科
- (13) 脳神経外科
- (14) 呼吸器外科

## 第7編 伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例

- (15) 心臓血管外科
- (16) 消化器外科
- (17) 皮膚科
- (18) 泌尿器科
- (19) 産婦人科
- (20) 眼科
- (21) 耳鼻咽喉科
- (22) リハビリテーション科
- (23) 放射線診断科
- (24) 放射線治療科
- (25) 麻酔科
- (26) 救急科
- (27) 歯科口腔外科
- (28) 乳腺内分泌外科
- (29) 病理診断科

3 病床数は、次のとおりとする。

一般病床 390床

感染症病床 4床

(みなし償却に係る資産の譲渡等に伴う資本剰余金の処分)

第3条の2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、病院の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得

## 第7編 伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例

なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附等の受領及び損害賠償の額の決定)

第6条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上組合の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が50万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 組合長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため組合長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、組合長は、速やかにこれを作成しなければならない。

(審議会の設置)

第8条 組合長は、病院の運営に関する諮問機関として、審議会を設けることができる。

2 前項の審議会に関し必要な事項は、組合長が規則で定める。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、病院の管理に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年2月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第2項及び第3条第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(伊那中央行政組合病院建設事業特別会計条例の廃止)

2 伊那中央行政組合病院建設事業特別会計条例（平成11年伊那中央行政組合条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成15年4月1日条例第1号抄）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## 第7編 伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例

附 則（平成16年9月1日条例第2号）

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第6号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月3日条例第2号）

この条例は、平成20年8月4日から施行する。

附 則（平成23年4月1日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月1日条例第2号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日条例第5号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日条例第5号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第4号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日条例第2号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。